

別紙

諮問第702号

答 申

1 審査会の結論

「措置入院に関する診断書」外3件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私（〇〇）に係る平成〇年〇月〇日の措置入院のお知らせ及び入院決定の精神保健指定医の説明内容及び決定の理由並びに平成〇年〇月〇日入院の保護入院決定に係る公的書類並びに平成〇年〇月〇日入院の保護入院決定に係る公的書類」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成30年12月18日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定における非開示情報は、条例16条2号、4号あるいは6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成31年2月20日に審査会へ諮問された。

審査会は、平成31年4月18日に実施機関から理由説明書を収受し、令和2年8月31日（第204回第二部会）から同年10月30日（第206回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論

書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 措置入院について

措置入院について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）27条1項において、都道府県知事は、法22条から26条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医（以下「指定医」という。）をして診察をさせなければならない旨を定めるとともに、法29条1項では、都道府県知事は、法27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨を定めている。

また、法27条3項において、同条1項に定める指定医により診察をさせる場合は、職員を立ち合わせなければならない旨を定め、法29条2項では、都道府県知事が診察を受けた者を措置入院させるには、2人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない旨を定めている。

イ 医療保護入院について

医療保護入院について、法33条1項において、精神科病院の管理者は、指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって当該精神障害のために法20条の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないと判定された者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる旨定めている。

また、法33条7項において、精神科病院の管理者は、同条1項の規定による措置を採ったときは、10日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項

を厚生労働省通知による様式「医療保護入院者の入院届」（以下「入院届」という。）により、当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない旨定めている。

東京都知事は、入院届の提出があったときは、法38条の3第1項に基づき、当該入院届に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を、法12条により設置された東京都精神医療審査会（以下「精神医療審査会」という。）に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関して審査を求めなければならないこととされている。審査を求められた精神医療審査会は、法38条の3第2項に基づき、当該審査に係る入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を行い、その結果を東京都知事に通知しなければならないとされている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人を被診察者とする平成〇年〇月〇日付けの措置入院に関する診断書（第一指定医）及び同診断書（第二指定医）並びに平成〇年〇月〇日付けの入院届及び平成〇年〇月〇日付けの入院届（以下併せて「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」、「医療保護入院の必要性」の各欄（以下「本件非開示情報1」という。）を条例16条6号に、「審査会意見」欄（以下「本件非開示情報2」という。）を同条6号に、指定医及び職員の氏名（以下「本件非開示情報3」という。）を同条2号及び6号に、病院管理者の印影（以下「本件非開示情報4」という。）を同条4号にそれぞれ該当するとして、当該各部分を非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

（ア）本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1のうち「病名」欄には、指定医が判断した病名が記載されており、「生活歴及び現病歴」欄には、指定医が診

察時に本人及び診察に立ち会った者から聴取したこれまでの生活歴及び病歴の内容等を基に、措置入院あるいは医療保護入院が必要であるか否かを医学的に判断するために必要な情報が記載されている。「重大な問題行動」欄及び「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄には、指定医が自傷又は他害行為のおそれの有無の認定を行うに当たり、当該欄に列挙された症状又は状態像に該当する状態であるか、今後重大な問題行動のおそれがあるかなどを確認した事項が選択及び記載されており、「診察時の特記事項」欄には、現在の病状を放置することにより想定される問題行動があるか否か、入院措置が必要か否かを判断した経緯等が、また、「医療保護入院の必要性」欄には、専門的見地から医療保護入院の要否を判断した内容が記載されている。

実施機関の説明によると、措置入院処分は、本人以外の者からの申請・通報を契機として手続が進められるとともに、精神障害により自傷又は他害行為に及ぶおそれがあると認めるときは、本人の意に反しても精神科病院に強制的に入院させるという不利益を課すことを含む行政処分であり、よってその運営は医学的な基準に則り、医学的な判断以外の影響を排した公正な判断が必要不可欠であるとのことである。そのため、措置入院処分は、本人の認識と指定医による診断の結果に相違が生じる可能性のある処分でもあるとのことである。

また、医療保護入院は、指定医の診察に基づき、家族等の同意を得て行う非自発的な入院であり、このことから、医療保護入院についても、本人の認識と指定医による診断の結果に相違が生じる可能性があるとのことである。一方で、入院届に記載される事項は、医療保護入院の要否を判断する上で、非常に重要なものであることから、正確かつ詳細な記載が求められるとのことである。

審査会が検討したところ、本件非開示情報1の記載内容は、指定医が、その内容が本人に開示されないことを前提に記載を行ったものであり、本人の認識とは一致しない内容等を含む場合があるものと解される。

このため、本件非開示情報1を開示することにより、指定医が本人の感情や反応を考慮して記載内容を簡略化するなどの事態が想定され、その結果、診断書及び入院届の記載内容が形骸化し、措置入院及び医療保護入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 1 は条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 には、精神医療審査会が当該審査に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうかに関して行った審査に基づく意見に係る情報が記載されている。

精神医療審査会の委員は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び法律に関し学識経験を有する者のうちから、東京都知事により任命された者であり、これらの委員により、適正な医療及び保護を確保するため、年間極めて多数の案件について、専門的見地から、医療保護入院の適否に対して審査が行われている。

審査会が検討したところ、本件非開示情報 2 の記載内容は、専門的見地からの審査の結果であり、本人の認識とは一致しない内容等を含む場合があり得ることが想定されることから、これを開示することにより、精神医療審査会の審査事務の迅速かつ円滑な処理が困難になるなど、精神医療審査会の運営や医療保護入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は、首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報 2 は条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、指定医の氏名及び措置入院に係る手続に関与した職員の氏名が、それぞれ記載されている。

審査会が検討したところ、措置入院あるいは医療保護入院に至る事実及び経過に対する本人の認識の相違から、指定医や職員に対する不信感や誤解が生じる場合があり、本件非開示情報 3 を開示することにより、診断書の記載内容の真偽や詳細等を確認するため、指定医や職員の業務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定され、措置入院及び医療保護入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報3は条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4には、病院管理者の印影が記載されている。これを開示することにより、印影が偽造されるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由があると認められることから、本件非開示情報4は条例16条4号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子